

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

メール版「NPO通信」 (令和5年6月26日号)

★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★□▼△▼□★

長野県広報・共創推進課から、メール版「NPO通信」をお送りします。  
このメールは、Bccで送信しています。

---

### 【1】参加者募集：NPO 法人解散セミナーを開催します（7月14日）

---

令和5年7月14日（金曜日）13時30分から、会計・税務・登記の専門家が解散に必要な手続き等を説明するオンラインセミナーを開催します。

「会員が減少して活動が困難」「活動が停止している」など法人の解散を検討されている方はもとより、「将来に備えて閉じ方を知っておきたい」という方にも受講をお勧めします。

オンラインでの参加が難しい方は、サテライト会場(長野県松本合同庁舎2階205号会議室)でも受講できます。

オンライン講座、サテライト会場での受講については、事前の申し込みが必要です。

●詳細はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/0507kaisanseminer.html>

---

### 【2】報告：令和5年度NPO 法人運営セミナー「NPO 法人設立講座」を開催しました

---

令和5年6月7日(水曜日)に「NPO 法人設立講座」を開催し、NPO 法人の基礎知識や申請の手続きなどについて学びました。

参加された方からは、「NPO 法人設立のための基礎知識が大変わかりやすく、理解が深まった。」「NPO 法人の設立にかかわること、またNPO 法人と一般企業との違いなど勉強になりました。」などといった感想が聞かれ、大変好評でした。

NPO法の趣旨や法人設立・運営にあたっての責務等を理解することはとても大切です。広報・共創推進課では、設立に関する相談を随時オンライン（Zoom）でもお受けしますので（事前予約制）、お気軽にご相談ください。

●NPO 法人の設立についてはこちらをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kurashi/kyodo/kyodo/np/setsuritsu/index.html>

---

### 【3】内閣府からのお知らせ：法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律について

---

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律(令和4年法律第105号)につきましては、一部の規定を除いて令和5年1月5日に施行され、禁止行為の一部や行政措置、罰則に関する規定(※1)については同年4月1日に、禁止行為及び取消権の一部の規定(※2)についても同年6月1日に施行され、同日をもって全ての規定が施行されました。

※1:第5条、第2章第3節、第6章

※2:第4条第3号及び第4号、第8条(第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。)

詳細は消費者庁のHP等をご覧ください。

なお、同法について、疑義・質問等ございましたら、消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室までお問い合わせください。

●詳細はこちら <https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/kifunokanyuboushi.html>

●消費者庁HP広報資料

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)

●内閣府NPOホームページにおける掲載先

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/syouhisya>

---

### 【4】議事録の書き方

---

#### 【運営の基本「議事録」】

総会等を開催した場合には、審議の経過と結果を記録した議事録の作成が重要です。定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項に従って作成してください。

#### 【よくある誤り】

定款変更に関する申請の添付書類として「議事録」が提出されると、以下の3点に関する誤りがよく見受けられます。誤りがないか見直してみましょう。

##### 1 正会員総数、出席者数

出席者数には、当日会場に来た正会員数(当日出席者数)だけではなく、書面又は電磁的方法による表決者数、表決委任者数及びWEBやネットワーク経由による出席者数も含めません。

例) × 正会員総数30名、出席者数5名(うち書面表決者10名、表決委任者3名、WEB表決者2名)

○ 正会員総数30名、出席者数20名(うち書面表決者10名、表決委任者3名、WEB表決者2名)

## 2 議決（審議）事項

定款の「総会」及び「理事会」の章の「権能」の条項では、それぞれ議決（審議）する事項について規定しています。例えば、定款の「総会」の章の「権能」の条項で「役員を選任」を規定している場合、理事会で役員を選任することはできません。現在の規定に不都合がある場合は必要に応じて定款変更を検討してください。

## 3 議事録署名人の人数と、「署名」「記名」

定款の「総会」及び「理事会」の章の「議事録」の条項では、議事録署名人の人数と、「署名」又は「記名」のどちらで記載するかについて規定しています。「署名」とは自ら手書きで自分の氏名を書き記す（自書）こと、「記名」とは署名以外の方法で氏名を記すこと（パソコン等で他者の氏名を打つことも含む）です。

●総会の議事録の例は下記の長野県ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kyodo/giziroku.html>

---

### 【5】事業報告書等の提出期限は、毎事業年度初めの3ヶ月以内です

---

NPO法人は、自らに関する情報をできるだけ公開することによって、市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考えから、特定非営利活動促進法第28条の規定により、前事業年度の事業報告書等を毎事業年度初めの3ヵ月以内に作成し、事務所に備え置かなければならないことになっています。

報告書等の提出先は、主たる事業所を管轄する地域振興局です。（長野県庁広報・共創推進課ではありませんのでご注意ください。）

●詳細はこちら

<https://www.pref.nagano.lg.jp/koho/kurashi/kyodo/kyodo/npo/teshutsu.html>



長野県企画振興部 広報・共創推進課 対話・共創推進係

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7189

FAX 026-235-7258

E-mail [kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp](mailto:kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp)



---

しあわせ信州創造プラン 3.0

～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

〔長野県総合5か年計画推進中〕

---